

富山県スマートサイト推進委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、富山県スマートサイト推進委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、眼科医・視覚支援学校教職員・視能訓練士・視覚障害者支援団体等 多職種の専門家が連携して活動することによって、視覚障害者（児）の相談及び支援が有効に行われることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 視覚障害者（児）の医療的支援に関すること。
- (2) 視覚障害者（児）の福祉及び生活支援に関すること。
- (3) 視覚障害者（児）の教育的支援に関すること。
- (4) ロービジョン講演会及び展示会事業支援に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、眼科医・視能訓練士等と視覚障害者ケアネットワークとやま及び視覚障害者支援関連団体より推薦された者で組織する。

2 眼科医・視能訓練士等は、視覚障害者ケアネットワークとやまを窓口として第3条の目的達成のために各専門分野と連携協力する。

3 本会は、スマートサイト運営に携わる各団体相互の連携及び支援が円滑に実施できるように連絡調整する。

(コーディネート窓口)

第5条 視覚障害者ケアネットワークとやま（富山県立富山視覚総合支援学校内）をコーディネート窓口とする。

第6条 本会は事務局を富山市杉谷2630番地富山大学医学部内(公財)富山県アイバンク内に

置く。

(推進委員会)

第7条 推進委員会は、以下の委員により組織する。

- (1) 代表 1名(代表は本会を統括し代表する。)
- (2) 副代表 1名(副代表は代表を補佐する。)
- (3) 委員 若干名

(委員の選出)

第8条 推進委員会の委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 代表、副代表は、委員の互選で選出する。
- (2) 委員は、関係支援団体より推薦されたものと代表・副代表がその専門性を認めたものとする。

(委員の任務)

第9条 委員は、富山県内の眼科医療機関等が視覚障害のある患者の了解を得たうえでコーディネート窓口を紹介するよう、眼科医へ働きかける。

2 委員は、眼科医に限らず支援者が視覚障害のある患者の了解を得たうえでコーディネート窓口を紹介するよう、支援者に働きかける。

3 委員は、眼科医療機関等から紹介された視覚障害者（児）の相談及び支援がコーディネート窓口から紹介された支援団体においてより良い形で実施されるよう調整する。

(会議)

第10条 会議は、年1回開催する。また、必要に応じて代表が召集する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更する場合は、本会で決定する。

(補則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

※2016（平成 28）年 11 月 24 日 富山県スマートサイト 設立

コーディネート窓口は、視覚障害者ケアネットワークとやま

規約の一部改正 平成 30 年 1 月 14 日。

富山県スマートサイト推進委員会
平成 30 年度 名簿 (敬称略)

役職	氏名	所属	備考
代表	片山寿夫	富山県眼科医会会長	眼科医
副代表	堀 恵一	視覚障害者ケアネットワークとやま 代表	堀鍼灸院院長
委員	長井久恵	富山県立富山視覚総合支援学校校長	教員
委員	今井睦人	富山県立富山視覚総合支援学校 地域支援部主任	教員
委員	高島 豊	視覚障害者ケアネットワークとやま 事務局長 富山県視覚障害者福祉センター所長	歩行訓練士
委員	林 篤志	富山大学附属病院眼科 教授	眼科医
委員	追分俊彦	富山県視能訓練士会 理事	視能訓練士
委員 (庶務)	入江真理	視覚障害者 IT サポートとやま (Bitsとやま) 事務局長	富山県アイバンクコーディネーター

2018 年 4 月 10 日現在